

要 望 書

長野県の町村は、小規模自治体が多く、人口減少と高齢化が顕著であるなか、高齢者福祉対策や子育て支援対策など住民と協働しながら活力と魅力ある地域づくりに力を注いでいるところである。

しかしながら、町村は、地方交付税の削減や経済不況の影響による税収減等歳入不足、過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、集落の衰退等、行財政運営が大きな試練にさらされている。

政府の第29次地方制度調査会では、本年6月に、平成11年以来行なわれてきた合併推進運動を、現行合併特例法の期限である平成22年3月末までで一区切りとする答申をまとめた。

基礎自治体のあり方について、我が国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な町村が存在することは自明の理であり、全国一律に人口規模や経済効率だけの単なる数字合わせの自治体をつくるという、あたかも道州制を前提とした議論は、地方分権の流れに逆行するものであり、到底納得のいくものではない。

今こそ、国においては、都市と地方の格差を是正し、地方分権改革推進法の基本理念に沿って国と地方が役割を分担しながら国全体の活性化を図るべきである。

「町村の繁栄こそが、日本全体の繁栄の原点」であり、小規模といえども、町村が将来にわたり住民の要望に応

えていくためには、町村自治の確立とその前提となる財政基盤の強化が不可欠であることから、別記事項について、長野県町村長の総意として要望いたしますので、来年度の施策・予算に反映いただくようお願い申し上げます。

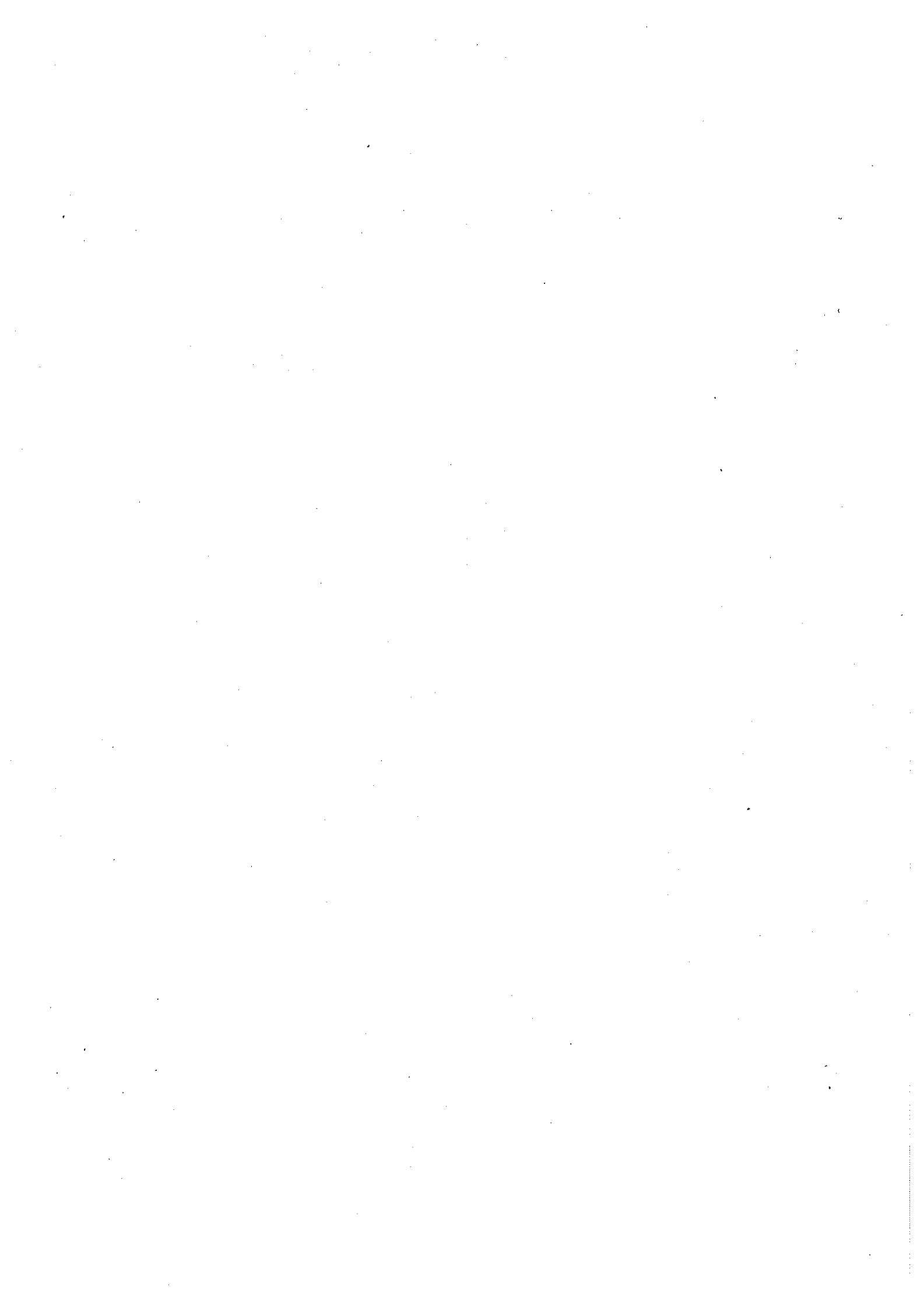
平成21年11月26日

長野県町村会

会長 藤原忠彦

要 望 項 目

1	地方分権改革の推進	1
2	町村財政基盤の強化	2
3	新たな過疎対策法の制定	4
4	情報化施策の推進	5
5	地域公共交通対策の推進	6
6	豪雪地帯対策の強化	7
7	地震災害対策の推進	8
8	電源立地地域対策交付金制度の継続	9
9	義務教育・社会教育の推進	10
10	スポーツ活動の振興	11
11	並行在来線存続への支援の充実	12
12	地域医療体制の充実	13
13	介護保険制度の充実	14
14	医療保険制度の円滑な実施と財政支援の充実	15
15	障害者保健福祉施策の推進	16
16	保健予防対策の充実	17
17	少子化対策の推進	18
18	廃棄物処理対策の促進	19
19	生活環境の整備促進	20
20	農業・農村対策の推進	21
21	森林・林業対策の推進	23
22	地域商工業振興対策の推進	25
23	観光振興対策の推進	26
24	道路の整備促進	27
25	高規格幹線道路等の整備促進	28
26	河川の整備促進	29
27	砂防事業の整備促進	30



1 地方分権改革の推進

政府の地方分権改革推進委員会では、平成21年度末の新地方分権改革一括法案の提出に向け、調査審議を行っていますが、真の地方分権改革は、地域の自主性・自立性を拡大し、多様で創造性にあふれた地域社会を実現するもので、どの地域に暮らしても豊かさを実感できるものでなければなりません。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、本来、我が国の国土、歴史、地域事情などを考えれば、多様な基礎自治体が存在するほうが自然であります。

よって、地方分権改革推進法の理念に沿って、地方分権改革の推進に向け、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・財源の移譲を進めること。
- 2 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
- 3 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。
- 4 市町村合併については町村の自主性を尊重すること。
- 5 町村合併に繋がる道州制については導入しないこと。

2 町村財政基盤の強化

町村は、自主財源が乏しい中、自らも積極的に行財政改革を断行し、少子・高齢化への対応、生活関連社会資本の整備、農林業の振興、国土保全などの諸課題に取り組んでいるところですが、厳しい財政難に直面しており、町村がより自主的・主体的な地域づくりに取り組むためには、地方交付税の復元・増額など一般財源の確保が不可欠であります。

よって、地方分権改革推進法の理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、安定的財政運営に支障をきたすことのないよう、三位一体改革において削減された地方交付税を復元・増額すること。
- 2 本県町村の多くは、過疎、山村、豪雪等の条件不利地域であり、その人口・面積も千差万別であるため、面積、森林などの単位要素を一層充実するなど、町村の多様な財政需要を的確に反映した地方交付税の算定方法とすること。
また、段階補正について、縮減を行わないこと。
- 3 地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる基盤を作るため、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、国と地方の税源配分を5：5とするなど地方財源の充実を図ること。
また、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むこと。

- 4 公的資金補償金免除繰上償還制度については、年利5%未満の地方債も認めるなど対象範囲の拡大と、実質公債費比率等による範囲の制限を緩和するとともに、平成22年度以降も制度を継続し、財政の早期健全化を確保すること。

3 新たな過疎対策法の制定

過疎地域は、国土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止など公益的機能を有しているにもかかわらず、今なお引き続く、若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生活環境の整備等が他の地域と比較して遅れているなど、多くの課題に直面しています。

よって、過疎地域で自立する町村への行財政運営の支援を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 平成22年3月末をもって失効する、現行「過疎地域自立促進特別措置法」に代わり、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図れるよう新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 過疎地域は、国土の保全はもとより、多くの公益的機能を有する国民共通の財産であるため、将来にわたりこの重責を担っていくためにも、国家的プロジェクトとして、過疎対策を位置付けること。
- 3 過疎地域の各種施策を推進するため、過疎対策事業債の制度を存続し、道路・橋りょうの補修に係る経費、ソフト事業に要する経費を対象とするなど対象事業を拡大すること。
また、辺地債の所要額を確保すること。

4 情報化施策の推進

情報化を推進し、いつでも、どこでも、誰でも、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現のために、各種施策が進められておりますが、条件不利地域を持つ町村部においては、情報化が遅れている状況にあります。

よって、情報通信格差の大きい町村部の情報化を推進するため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 町村の情報化推進のため、総合行政ネットワーク・住民基本台帳ネットワーク・戸籍情報システム等のハード更新を含む運営経費に対する適切な財政措置を講じること。
- 2 地上デジタル放送への完全移行に向け、国民の理解を得られるよう徹底した広報・啓発を進めるとともに、国と放送事業者の責任において、難視聴地域解消のための辺地共聴施設の整備等を進め、電波状況等による地域間格差が生じないようにすること。

5 地域公共交通対策の推進

公共交通機関の少ない過疎地域等の町村においては、高齢者、通学児童・生徒等の交通弱者のための交通手段の確保は、行政の重要課題であります。

よって、地域公共交通対策を推進するため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 市町村においては、財政が厳しい中においても、地域の実情に応じた交通システムを早期に再構築することが求められており、「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、有効な支援事業であるため、事業を今後も継続するとともに、十分な予算額を確保すること。
- 2 町村部を走る広域的なバス路線については、多くが赤字路線であり、交通手段の少ない中山間地域においては、廃止された場合の影響が大きいため、将来にわたり路線が維持できるよう、必要な措置を講じること。
また、町村独自で運行しているコミュニティバス等の運行に対して、適切な支援措置を講じること。

6 豪雪地帯対策の強化

豪雪地帯は、降雪の状況により、家屋の倒壊、交通網の寸断など多大な被害をもたらされる恐れがあり、それらの状況に応じて、適切に対応できる豪雪対策が必要です。

よって、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 豪雪地帯における融雪設備の導入や融雪に要する諸経費に対する優遇措置を講じること。
- 2 雪寒道路の指定にあたり、生活路線を追加するなど要件の緩和を図るとともに、除排雪、防雪及び凍雪害防止対策に係る財政措置を強化すること。

7 地震災害対策の推進

学校施設等の公有避難施設は、地域の防災対策の拠点や避難場所となるため、住民の安全の確保を図る必要から、構造上危険な施設は早急に改築・補強する必要があります。

よって、地震防災対策の推進を図るため、被災時に防災拠点や避難場所となる公共施設や義務教育施設の耐震化について必要な財政措置を講じるよう強く要望します。

8 電源立地地域対策交付金制度の継続

水力発電施設が所在する市町村が対象となる電源立地地域対策交付金制度の水力発電施設周辺地域交付金相当分については、県内で48市町村が交付を受け、公共用施設整備等住民の利便性向上のための事業や地域活性化事業等に運用しております。

しかしながら、交付期間が運転開始後15年から最大30年間とされており、平成22年度に多くの市町村において期間終了を迎えます。

関係市町村は、その大半が中山間地域に位置し、多くの犠牲の上に設置された発電用施設が現存してその役割を果たしている以上、引き続き地域活性化策は必要であります。

よって、電源立地地域対策交付金制度の水力発電施設周辺地域交付金相当分について、過去30年にわたる交付実績や今後とも安定的な水力発電を維持する必要があることから、平成23年度以降は恒久的な制度として継続するよう強く要望します。

9 義務教育・社会教育の推進

地域を担う心豊かでたくましい青少年を育成するためには、それぞれの多様な個性を尊重し、育てられる教育環境を整備する必要があります。

よって、地域のニーズに即した教育を行うため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 義務教育における学級編制基準を見直し、1学級あたりの児童・生徒数を引き下げること。
- 2 町村の独自教育が実践できるよう、実状に応じた教員の配置を推進すること。
また、町村独自で教諭を加配した場合の財政支援を行うこと。
- 3 「放課後子どもプラン」の今後の推進と放課後子ども教室推進事業の学習アドバイザー等の補助基準単価の引き上げを行うこと。
- 4 心の相談員及びスクールカウンセラーの配置を充実させること。
- 5 児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員としての自覚・資質・指導力の向上を図ること。

10 スポーツ活動の振興

本県においては、スキージャンプ場やクロスカントリーコース、スケート場等世界に誇れる競技施設を有しており、当該施設を競技者あるいは青少年等が活用することは、日本の競技レベルの向上や生涯スポーツの振興に寄与するものであります。

よって、スポーツ活動の振興のため、国際大会の開催に係る運営費に対する適切な財政措置を講じることを強く要望します。

1 1 並行在来線存続への支援の充実

北陸新幹線開業に伴い、経営が分離される並行在来線については、地域住民の公共交通として欠かせないものであり、将来にわたり持続可能となるような支援策が必要であります。

については、並行在来線存続のため、地方負担の軽減、運行の在り方等について検討を進め、既に経営が分離されている第3セクターへの経営支援の在り方（維持経費の助成措置、線路使用実態に見合った貨物線路使用料の見直しなど）も含め、新たな仕組みを早急に講じるよう強く要望します。

1 2 地域医療体制の充実

地域の拠点病院・診療所等の地域医療に従事する医師等の不足は深刻な状況であり、診療体制の維持が困難な地域も出てきております。

よって、地域の診療体制が維持できるよう、下記事項の実現を強く要望します。

記

1 医師等の確保について

(1) 産科医・小児科医をはじめとする医師不足が深刻化しているため、緊急医師確保対策を強力に推進するとともに、「安心と希望の医療確保ビジョン」に基づいて、将来を見据えた医師確保対策を図ること。

(2) 地域医療を担う医師不足を解消するため、臨床研修終了後、一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師の地域間の偏在を是正する具体的な方策を講じること。

(3) 看護体制を充実するため、看護師等の養成・確保を図ること。

2 地域医療の中核として重要な役割を担う自治体病院について、財政支援を充実すること。

1 3 介護保険制度の充実

介護保険制度は国民の間に定着している一方で、利用者が増加の一途をたどっている状況にあります。

超高齢社会を迎える中、利用者が安心してサービスを受けられるよう制度の更なる充実を図る必要があります。

よって、介護保険制度の充実に向け、町村が設置する地域包括支援センターにおいて、介護予防支援業務及び権利擁護業務が、円滑に実施できるよう、保健師、社会福祉士等の人材確保のための財政支援を講じることを強く要望します。

1 4 医療保険制度の円滑な実施と財政支援の充実

国民健康保険財政は、厳しい経済状況や就業構造の変化、高齢者や低所得者の増加等により極めて厳しい状況にあります。

また、平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度については、国民への周知・説明不足などにより、制度への誤解等が生じており、町村は厳しい対応が迫られています。

よって、医療保険制度の円滑な実施に向け、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 医療保険制度の将来像を明確化し、各種医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の早急な実現を図ること。
- 2 後期高齢者医療制度の見直し又は廃止にあたっては、代替となる医療保険制度について、地方の意見をよく聴き、地方の実情を踏まえた上で、準備期間を確保して、現場に混乱を招かぬよう周知・広報等について十分な支援を行うこと。
なお、新しい医療保険制度の構築にあたっては、財政基盤の脆弱な地方に転嫁することなく、国の責任において財政負担を行うこと。
- 3 国民健康保険財政安定化のため、財政調整交付金制度の充実を図ること。
- 4 高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、保険基盤安定保険者支援制度、国保財政安定化支援事業の国民健康保険制度の財政基盤の強化策について、平成22年度以降の継続と支援策の拡充を図ること。

1 5 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要があります。

よって、障害者保健福祉施策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 障害者を地域社会に円滑に受け入れるため、グループホーム・ケアホーム・地域活動支援センターなどを整備するとともに、町村が行う相談・支援業務が充実できるよう、特に小規模町村に対する財政支援及び専門職員などの人材確保支援を充実すること。
- 2 発達障害者（児）に対する町村による支援施策への財政支援を充実すること。

1 6 保健予防対策の充実

生活習慣病の予防は医療費の抑制のみならず、住民が健康的な生活を送るための重要な施策であります。

よって、保健予防対策の一層の充実に向け、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 生活習慣病対策を推進するとともに、健康診断・健康相談をはじめとする町村保健事業を支援すること。
- 2 町村が実施するがん検診について、必要な財政措置を講じるとともに、将来を見据えた長期的な施策を講じること。

1 7 少子化対策の推進

本県の合計特殊出生率は、全国平均より高いものではあるが、少子化傾向はきわめて深刻さを増しています。

よって、子育ての価値、魅力について、国民全体の認識を高める啓発活動を積極的に行うなど、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 次世代育成支援対策交付金の算定方法は、対象人数が少ない小規模町村においても交付を受けられるよう基準の見直しを図ること。
- 2 国が創設した公費負担による妊婦健診の助成及び出産育児一時金の引上げにかかる国の財政措置については、平成22年度までの暫定措置となっているが、期限終了後も町村に財政負担を押し付けることなく、国において、制度の継続に必要な財源を確実に措置すること。

1 8 廃棄物処理対策の促進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるとともに、持続可能な循環型社会を形成することが重要な課題となっています。

よって、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策を展開できるよう、下記事項の実現を強く要望します。

記

1 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直しにあたっては、増加している不法投棄への防止策として、次の措置を講じること。

(1) 不法投棄に対する監視体制を整備すること。

(2) 家電の引き取り・リサイクルに係る費用を製品販売時に徴収する仕組みに改めること。

(3) 不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その費用を製造業者等の負担とすること。

(4) 不法投棄者に対し、罰則規定の強化など厳しく対応すること。

(5) 製造業者等が設置する、家電の指定引取場所を増設すること。

2 容器包装リサイクル制度を持続的に確立していくため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。

1 9 生活環境の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活関連社会資本整備を図る必要があります。

よって、生活環境の一層の整備促進に向け、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 老朽化が進んでいる上水道・下水道施設の更新・改築に対する財政支援の拡充を図ること。
- 2 著しく下水道整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するため、汚水処理施設整備交付金の必要額を確保すること。
- 3 各種汚水処理事業において、汚水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう処理施設の相互接続の弾力化を図ること。
- 4 浄化槽設置整備事業における基準額については、実勢価格との乖離が生じているため、増額を図ること。

20 農業・農村対策の推進

農村を取り巻く環境は、過疎化・高齢化の進行による担い手の減少、耕作放棄地の増加等大変厳しい状況にあります。

このような状況において、「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、安定した足腰の強い農業・農村の構築を早急に実現する必要があります。

よって、農業・農村対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、農業・農村が過疎化・高齢化の進行、農業所得の減少など深刻な状況にあること、また、主要農産物等の輸入拡大により日本農業の崩壊が危惧されていることを踏まえ、活力ある農業・農村の再生と食料自給率の向上に向け、地域の実態に即した実効性ある基本政策を確立すること。
- 2 配合飼料価格の安定と飼料米などの国産飼料の生産拡大を図り、畜産経営の安定を図ること。
- 3 シカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ、サギ等の野生有害鳥獣による農業・水産業被害が広域化・深刻化しているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣害防止総合対策が十分に効果が発揮できるよう、町村の実態を踏まえて事業要件の弾力化を図ること。
- 4 老朽化した農業用基幹水利施設の適時適切な更新が図られるよう必要な財政措置を講じること。

- 5 中山間地域等直接支払制度については、引き続き必要な予算を確保するとともに、耕作放棄の防止や水路・農道の管理等の幅広い地域活動において不可欠な制度として定着しているため、制度要件の弾力化や事務負担軽減などの見直しを行った上で、平成22年度以降も継続すること。
- 6 健全な食生活の実現により心身の健康と豊かな人間形成を図るため策定された「食育推進基本計画」に基づき、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。
- 7 県内農産物を海外へ輸出するにあたり、輸入国の残留農薬基準の詳細が明らかでないことから輸出を見送る事態が生じているので、早急に関係する国・地域の基準を情報収集し、生産者等に情報提供すること。

2.1 森林・林業対策の推進

森林・林業を取り巻く環境は、国産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい状況にあり、山村では過疎化・高齢化が進行しています。

町村は、地域森林の維持管理において大きな役割を担っているが、森林の国土保全、水源かん養等森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できるよう「森林・林業基本計画」に基づき、森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を着実に推進する必要があります。

よって、森林・林業対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 公共建物、公共土木事業、住宅建設におけるカラマツ材・スギ材・ヒノキ材等の国産材の利用推進を図ること。
- 2 シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生有害鳥獣による林業被害が広域化・深刻化しているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣害防止総合対策が十分に効果が発揮できるよう、町村の実態を踏まえて事業要件の弾力化を図ること。
- 3 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換等を促進すること。

- 4 森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮を図り、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とし、全国民が負担をする国税による新たな財源として、「全国森林環境税」を創設するなど、森林の整備を支援するための仕組みや手法を構築すること。
- 5 自然災害を未然に防止するため、森林整備を積極的に進めるとともに、治山事業の所要額を確保すること。

2 2 地域商工業振興対策の推進

農村地域における農林業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成及び企業立地の推進を図る必要があります。

よって、地域商工業振興対策の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 農村地域における企業立地の促進を図るため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置を平成22年以降も継続すること。
- 2 企業立地による産業集積を図るため、企業立地促進法に基づく最低取得金額をさらに引き下げるなど要件緩和を図ること。
- 3 地域の中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地の活性化を図るため、人材育成の支援や空き店舗対策を拡充すること。
- 4 中小企業緊急保証制度の指定業種について、岩石等採取業など解除された業種を再指定するとともに、全ての業種が制度資金の対象となるよう制度の拡充を図ること。

2 3 観光振興対策の推進

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、全国的にも有数の観光地としての地位を確立しています。

町村においては、観光が重要な基幹産業になっている地域が多く、自然の魅力を生かし、農作業体験など地域の資源を生かした取組を進めているところであります。

近年の観光志向の多様化により、県内の入込み客も減少傾向にあり、観光を取り巻く環境は厳しさを増しています。

よって、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍增政策に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンを充実し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信し、観光地所在町村の国際化と活性化を図ることを強く要望します。

2 4 道路の整備促進

道路は、住民の日常生活を支えるとともに、地域間の連携及び交流の活性化、また、産業振興の基盤として不可欠なものであります。

特に狭隘、急峻な地形が多い本県においては、道路の重要性は極めて大きいにもかかわらず整備水準が低いため、観光シーズンの渋滞、冬期間の通行止め、雪崩の危険及びスリップ事故の多発等住民生活に多大な支障をきたしており、未だ遅れている道路整備は喫緊の課題であります。

よって、道路の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 直轄国道等の整備促進を図ること。
- 2 地方が真に必要としている道路整備が遅れることのないよう、地方の道路整備財源を確保すること。

2 5 高規格幹線道路等の整備促進

高規格幹線道路は、国民生活の向上、活力ある国土の形成や災害時における緊急輸送、救急医療などにとって欠くことのできない重要な社会基盤であるとともに、地域産業の振興と文化の交流を飛躍的に発展させるものであります。

よって、高規格幹線道路等について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 中部横断自動車道(佐久～静岡)の整備促進を図ること。
- 2 中部縦貫自動車道(松本～福井)の整備促進を図ること。
- 3 三遠南信自動車道(飯田～浜松)の整備促進を図ること。
- 4 地域高規格道路(松本糸魚川連絡道路・伊那木曾連絡道路)の整備促進を図ること。

26 河川の整備促進

本県においては、千曲川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長も長く、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨前線などによる集中豪雨の際には、堤防の決壊や河川の氾濫により大災害を受ける恐れがあります。そのため、住民の生命や財産の安全を確保するためには、河川整備は緊急の課題であります。

よって、河川の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図ること。
- 2 町村が管理する防災上重要な準用河川や沢の改修について、財政支援措置を講じること。

2 7 砂防事業の整備促進

地形が急峻で地質が脆弱である本県においては、土砂災害危険箇所が極めて多く、毎年多くの土砂災害が発生しております。

住民の生命・財産を守り、将来にわたり災害のない安心して暮らせる地域づくりは、行政の極めて重要な責務であります。

よって、砂防事業の整備促進について、下記事項の実現を図るよう強く要望します。

記

- 1 砂防堰堤の整備など砂防事業を積極的に促進すること。
- 2 土砂災害特別警戒区域のうち、特に災害時に住民が孤立する危険のある地域については、優先的に必要な砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業を進めること。